

甲斐市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

甲斐市地域公共交通計画策定支援業務

2 委託業務の目的

本仕様書は、甲斐市地域公共交通会議設置条例（令和4年7月1日条例第23号）に基づき設置された甲斐市地域公共交通会議（以下、「発注者」という。）が実施する「甲斐市地域公共交通計画策定支援業務」（以下、「本業務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

甲斐市では、平成22年3月に「甲斐市地域公共交通総合連携計画」を策定し、計画に基づく持続可能で望ましい公共交通ネットワークの構築に向けた施策を推進してきたが、人口減少、少子高齢化が加速度的に進展している現状に加え、コロナ禍の影響など公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることから、目指すべき公共交通ネットワークの在り方についての検討が求められている。

本業務では、こうした公共交通を取り巻く社会環境の変化や、関係法令の改正、更には ICT を活用した公共交通サービスの導入や交通分野でのゼロカーボン・シティへの貢献等も踏まえ、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な公共交通ネットワークの構築を目的に、甲斐市地域公共交通計画の策定を支援するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 計画期間

令和7年度から令和12年度（5年間）

5 業務対象範囲

甲斐市全域

6 委託業務内容

令和5年度に作成した「甲斐市地域公共交通計画素案」を活用し、次の業務を行う。なお、「甲斐市地域公共交通計画素案」は、次に記載する（1）業務計画、（2）現状の把握・整理について整理したものであるため、発注者と協議の上、（1）から（2）の実施を省略することができる。

(1) 業務計画

本業務に必要な事項、条件を整理し、業務計画書を作成し発注者へ提出する。

(2) 現況の把握・整理

① 地域の現況把握

地勢・地理・人口動態・交通網・施設配置等について、各種統計等の既存資料等を用いて把握・整理を行う。

② 上位・関連計画及び施策等の整理

第2次甲斐市総合計画、甲斐市都市計画マスタープラン、甲斐市立地適正化計画等の上位・関連計画及び教育、子育て、福祉、高齢者・障がい者、商工業・観光振興等の分野における公共交通の位置付けや関連について整理する。

特に、「甲斐市立地適正化計画」との整合を十分に図るものとし、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定を考慮しつつ整理すること。

また、国や県、他都市の動向、MaaS等新技術を活用した取組や自動運転施策等の公共交通を補完する事例等も調査し整理する。

(3) 公共交通等に対する調査

① 市民アンケート調査

市民を対象にアンケート調査を実施し、市民の日常の外出移動の実態、変化、公共交通の利用状況、現在の公共交通に対する不満点、改善要望など、市民アンケート調査により把握する。なお、配布、回収方法や配布数、調査対象者数、アンケートの設問内容については、提案事項とする。

② 公共交通利用者アンケート調査

現在運行中の甲斐市民バス(6系統8路線)の利用者を対象としたアンケート調査を実施し、市民の日常の外出移動の実態、変化、公共交通の利用状況、現在の公共交通に対する不満点、改善要望など、市民アンケート調査により把握する。なお、配布、回収方法や配布数、調査対象者数、アンケートの設問内容については、提案事項とする。また、令和4、5年度に実証したAIオンデマンド交通の実証運行、令和5年度に実施した自動運転車両の実証運行時に実施したアンケート調査の結果を活用し、乗降者(OD)数、利用状況(属性、目的、頻度、乗継状況など)を把握する。

③ 交通事業者等の関係者ヒアリング調査

公共交通事業者(鉄道・路線バス・タクシー等)に対するヒアリング調査を実施し、利用実態や利用者ニーズ、経営状況等について把握する。詳細については提案事項とする。

(4) 公共交通に関する課題の整理

(1)から(3)で得られた結果等を基に、本市の地域公共交通の現状・問題点を整理し、今後の公共交通網や持続可能な旅客運送サービスを提供するための課題等について整理する。

(5) 地域公共交通計画のとりまとめ

① 今後のあり方、基本方針、目標、目標を達成するための事業の検討

今後の方向性を検討し、持続可能な地域旅客運送サービスを確保する視点から基本方針、目標（数値目標・評価指標等）を設定し、目標達成のために必要となる施策（事業メニュー、実施主体、スケジュール）について検討する。

② 地域公共交通計画(案)の策定

調査結果等を基に地域公共交通会議、庁内検討会等関係機関と協議、検討のうえ、甲斐市地域公共交通計画(案)を策定する。

(6) 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議（4回程度を想定）への出席、資料の作成及び議事概要のとりまとめ等の運営支援を行う。なお、現時点の会議スケジュールは次のとおり。

①令和6年6月、②令和6年9月、③令和6年11月、④令和7年2月

(7) 打ち合わせ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、履行期間中、月に1度程度打ち合わせ協議を行うこととし、必要な資料及び議事録の作成を行う。

(8) 地域懇談会の開催

ワークショップ等の手法を用いて、市民等に対して直接説明し、意見を聴衆する機会を設けること。なお、地域懇談会の開催時期、回数等は提案事項とする。

(9) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施において、資料の作成などの実施支援を行う

7 成果品

本業務の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- ・業務報告（A4 版） 1 部
- ・甲斐市地域公共交通計画及び概要版（CD-R 等） 50 部
- ＊データ形式等協議

8 守秘義務

本業務に関し知りえた個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
なお、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

9 その他

- ・受託者は作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とする。
- ・本業務の業務担当者は、地域公共交通に関して専門的な知見を有すること。
- ・受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク）すること。
- ・受託者は本仕様書に記載する要件を満たすことを証明する書類を委託者に報告するものとする。
- ・成果品の帰属は、すべて委託者とし、委託者の許可なく公表、貸与及び使用をしてはならない。
- ・本仕様書に定めのない事項等が生じた場合又は、本業務履行上必要な基本事項に 変更等の必要が認められた場合、委託者と受託者間で協議上定めるものとする